

川崎市公告第1180号

川崎都市計画用途地域の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和7年7月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更（鈴木町駅前南地区）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

川崎市 川崎区 港町、旭町2丁目及び伊勢町地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階）

川崎区役所市政資料コーナー（川崎区東田町8）

川崎区役所大師支所仮庁舎（川崎区台町26-7）

川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階）

※都市計画課、川崎区役所、大師支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

4 縦覧期間

令和7年7月29日（火）から令和7年8月12日（火）まで